

## 病院事業庁告示

愛知県病院事業庁告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、病院事業庁が実施する自動販売機、コインランドリー、売店、食堂及び患者用備品の設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定める。

なお、平成21年愛知県病院事業庁告示第1号（病院事業庁が実施する自動販売機、コインランドリー及び売店の設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格）は、廃止する。

平成27年1月27日

愛知県病院事業管理者  
病院事業庁長 二村 雄次

- 1 次に掲げる公有財産の貸付けの区分に応じ、それぞれ次に該当すること。
  - (1) 自動販売機の設置を使用目的とするもの  
自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営をする自動販売機を設置した実績があること。
  - (2) コインランドリーの設置を使用目的とするもの  
コインランドリーの設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営をするコインランドリーを設置した実績があること。
  - (3) 売店の設置を使用目的とするもの  
売店の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営をする売店を設置した実績があること。
  - (4) 食堂の設置を使用目的とするもの  
食堂の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営をする食堂を設置した実績があること。
  - (5) 患者用備品の設置を使用目的とするもの  
患者用備品の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営をする患者用備品を設置した実績があること。
- 2 次に掲げる県税及び国税の未納がないこと。
  - (1) 県税
    - ア 法人の場合  
法人事業税、法人県民税、自動車税及び地方消費税
    - イ 個人の場合  
個人事業税、自動車税及び地方消費税
  - (2) 国税
    - ア 法人の場合  
法人税及び消費税
    - イ 個人の場合  
所得税及び消費税